

技術検定合格証明書再交付申請書

※番号

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

四国地方整備局長 殿

年 月 日

〒

住所

氏名

(1) 技術検定試験合格証明書の交付を受けた年月日

年 月 日

(2) 技術検定の種目、級、区分及び種別
並びに技術検定合格証明書の番号

建設機械施工管理 級
第 次検定 種

合格証明書番号

(3) 申請の理由(できるだけ詳細かつ具体的に記入。)

滅失 損傷

収入印紙貼付欄

合格証明書の再交付手数料として納める収入印紙(2,200円分)をはる欄。申請者は消印をしないこと。

ふりがな

合格時氏名 生年月日 年 月 日

本籍(都道府県)又は国籍 連絡先電話番号

【注意】

- (1) 合格証明書の再交付を受けた後、従前の証明書が発見された場合は、発見された証明書を速やかに地方整備局等に返却してください。
- (2) 施工管理技士は個人資格であるため、技術検定合格証明書の再交付は合格した本人のみが申請することができます。本人以外(所属会社等)の申請は一切受け付けません。
- (3) 氏名に変更がある場合は、書換申請を同時に行ってください。
- (4) 再交付申請の理由に疑義がある場合は、申請者本人から直接事情を聴取することがあります。また、この際に地方整備局等へ出頭を求められることがあります。
- (5) 再交付申請が2回目以降である場合は、申請の理由欄に再発防止に関する対策を併せて記載してください。
- (6) 収入印紙貼付欄に収入印紙以外のものを貼付しないこと。

注意事項について確認し了解しました。 ←注意をよく読み口に✓を記入する。

【再交付のお手続き】

■ 注意事項

- ・ご本人以外からの申請は受けられません。
- ・ご本人が確認できる書類、現住所が確認できる書類がない場合は、受理できません。
- ・申請書を受理してから合格証の発送まで1カ月～1.5カ月程度かかります。
(年度の変わり目はさらに時間がかかる場合があります)

■ 必要書類

- ・申請の際には以下の内容に漏れがないか確認してから送付してください。
- 再交付申請書
- 収入印紙2,200円分（申請書に貼付してください）
- 現住所が確認できる身分証明書（下記のいずれか一つ）
 - 運転免許証のコピー（両面）
 - 監理技術者資格証のコピー（両面）
 - 住民票（マイナンバー記載がないもの）
 - 住民基本台帳カードのコピー（両面）
 - 在留カードのコピー（両面）

■ 送付先

- ※徳島・香川・愛媛・高知以外にお住まいの方は、
送付先が異なりますのでご確認ください。
- (↓切り取ってご利用ください)

〒760-8554
香川県高松市サンポート3-33
サンポート合同庁舎北館

国土交通省 四国地方整備局 企画部 施工企画課
建設機械施工管理技術検定合格証明書交付窓口 宛

合格証明書 再交付申請書在中

建設機械施工管理技術検定 合格証明書再交付手続きについて

「建設機械施工管理技術検定試験合格証明書」の再交付を希望する方は、次の「Ⅰ. 注意事項」を確認のうえ、「Ⅱ. 申請の手順」に従って交付を申請してください。

Ⅰ. 注意事項

- 合格証明書の再交付は、交付された合格証明書を**滅失**(無くしてしまった等)、**損傷**(酷く汚れて記載内容が判別できなくなった、破れて復元できない等)した場合のみ受けることができます。これ以外の事由では再交付を受けることはできません。
- 再交付には交付手数料として2,200円分の収入印紙が必要となります。

以上の注意事項をご了解いただいた上で、合格証明書の再交付を希望する方は、「Ⅱ. 申請の手順」に従って申請を行ってください。

* 合格証明書交付申請の受付は、「Ⅳ. 申請受付、問合せ先」の窓口で受け付けます。送付先を間違えないよう十分に注意してください。

Ⅱ. 申請の手順

1. 申請書に以下①から⑧の手順で必要事項を記入してください。

- ① 右上の「※番号」欄には何も記入しないよう注意してください。
- ② ~~申請宛先のうち不要なもの三つを~~で消してください。宛先が「地方整備局長」である場合は、下線部分に局の名称を記入すること。(局の名称は、**Ⅳ. の申請先一覧を参照**)
- ③ 申請書を発送する予定の日付を記入してください。
- ④ 再交付された合格証明書の送付先となる住所と申請者の氏名を記入してください。「住所」は、現在ご本人の生活の拠点となっている場所で、送付された合格証明書を確実に受け取ることができる住所を記入するようにしてください。「氏名」は再交付を受ける本人の氏名を記入してください。本人以外(所属会社等)は申請できません。なお、滅失、損傷した合格証明書に記載されている本籍または氏名と現在の本籍または氏名が異なる場合は、「書換」を同時に申請する必要があります。詳しくは「書換申請書」の説明をご覧ください。
- ⑤ 申請書の(1)から(3)の各欄にそれぞれ必要な事項を記入してください。記入内容についての問合せは、下記「申請、問合せ先一覧」の担当窓口へ。
 - (1)の「技術検定試験合格証明書の交付を受けた年月日」は試験に合格後、最初に交付を受けた証明書に記載されている日付を記入して下さい。
 - (2)の「技術検定の種目、級、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号」は、再交付を受けようとする証明書に記載されている内容を記入してください。(資格名称が施工「管理」となっていない方も施工管理技士として証明書を交付します。)
 - (3)の「申請の理由」は、申請の理由の別(滅失、損傷)のどちらか該当するものを○で囲み、そのようになった状況、理由を具体的に、簡潔に記入してください。特に、これまで再交付を受けたことがある方は、今後どのように対策をとるか具体的にお知らせ下さい。
- ⑥ 「収入印紙貼付欄」に交付手数料として「収入印紙」を2,200円分貼付してください。枠からはみ出さないよう注意し、郵送中に剝離しないようしっかり貼付してください。また、収入印紙以外のものを決して貼付しないよう注意してください。(郵便切手、都道府県発行の収入証紙等を貼付する例があります。)
- ⑦ 欄外下部に「合格時氏名」、「生年月日」、「本籍または国籍」、「連絡先電話番号」の4項目を記入してください。「合格時氏名」と「本籍または国籍」は、技術検定試験合格後交付を受けた合格証明書に記載されている内容を記入してください。過去に「書換」を受けたことがある場合は、『書換を行っている』と付記し書換後の「氏名」を記入してください。「連絡先電話番号」には、申請者と常時連絡をとることができる電話番号を記入してください。
- ⑧ 最後に【注意】の各項をしっかり確認し、記載内容について了解できたら、申請書下の□に✓を記入してください。

2. 記入した交付申請書を、表に赤字でよく見えるように「合格証明書交付申請書在中」と記した封筒に封入(損傷した合格証明書も必ず同封する。)、Ⅳ. の申請窓口あて簡易書留郵便で送付してください。簡易書留以外の方法でお送りいただくと、郵送時の事故に対応できない場合があります。同時に書換も申請する場合は、必ず書換申請関係書類を同封して送付してください。申請書の送付先は、申請時の住所により異なります。送付先を間違えないよう十分に注意してください。

Ⅲ. その他

- ① 合格証明書再交付には、誤りの無い申請書をお送りいただいた場合で概ね1～2ヶ月かかります。合格証明書が到着するまでしばらくお待ちください。
- ② 申請内容に誤りがある、または記載内容が不明確である場合は、申請書の訂正等をお願いすることになります。この場合は、正しく訂正が行われてから交付手続きに入りますので、合格証明書の到着まで時間がかかります。
- ③ その他証明書の交付に関して不明な点は、下記の「問い合わせ先」へご連絡ください。

Ⅳ. 申請受付、問合せ先

※ 合格証明書の再交付申請受付窓口は、住所欄に記載した「住所」によって異なります。下記一覧を確認し、該当する窓口へ申請してください。

再交付申請に関しての問合せ先も申請先と同じです。下記一覧の該当する窓口へ「建設機械 技術検定合格証明書について」とお電話ください。

○ 申請先、問合せ先窓口一覧

あなたの現在の住所	申請書送付/問合せ先		
	名称	住所	電話
北海道	北海道開発局 事業振興部 機械課	〒060-8511 札幌市北区北8.条西2丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311(代)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 企画部 施工企画課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-225-2171(代)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局 企画部 施工企画課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-601-3151(代)
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 企画部 施工企画課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025-280-8880(代)
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部地方整備局 企画部 施工企画課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館	052-953-8119(代)
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方整備局 企画部 施工企画課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6942-1141(代)
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局 企画部 施工企画課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9231(代)
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局 企画部 施工企画課	〒760-8554 高松市サンポート3-33	087-851-8061(代)
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局 企画部 施工企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-471-6331(代)
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部 防災課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031(代)